

建設工事に係る分別解体等及び再資源化等の 届出の手引き

(建設リサイクル法に基づく対象建設工事の届出)



平成14年5月

(令和6年4月一部改訂)

広島県土木建築局

目 次

	ページ
1 概要	1
2 届出が必要な建設工事	1
3 届出のしくみと内容	2
(1) 届出種類	2
(2) 届出書等の綴り方	3
(3) 届出等の手続きの流れ	3
(4) 届出部数及び届出書の提出先等	5
4 変更届出	6
5 分別解体等の計画等（別表）における石綿等の記載	7
6 再資源化等報告書の提出	7
7 対象建設工事の届出に関する問い合わせ先	8
8 届出工事の取り止め等	9
9 届出書類記入上の留意事項	9
10（参考）分別解体等に係る施工順序	9

◎届出様式記入例

【記入例（解体工事）様式第一号、別紙1】	10
【記入例（新築・増築・修繕・模様替）様式第一号、別紙2】	13
【記入例（土木工事等）様式第一号、別紙3】	15

◎添付図書等作成例及び見本

【作成例（設計図）】	17
【作成例（工事現場写真）】	18
【作成例（工事場所付近案内図）】	19
【作成例（工程の概要）】	20
【見本（建設業許可通知書の写し）】	21
【見本（解体工事業登録通知書の写し）】	22
【記入例（委任状）】	23

◎その他書類記入例

【記入例（説明書及び告知書）】	24
【記入例（法13条及び省令7条に基づく書面）】	26
【記入例（再資源化等報告書）】	30

◎届出様式等

【届出様式（様式第一号、別表1～3）】	
【変更届出様式（様式第二号、別表1～3）】	
【参考様式（その他）】	

建設工事に係る分別解体等及び再資源化等の届出の手引き

令和6年4月
広島県土木建築局

1 概要

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）が平成12年5月に制定され、平成14年5月30日から、一定の要件に該当する建設工事を行う場合には、あらかじめ都道府県知事（又は建築主事を置く市町の長）への届出が必要です。

工事の実施にあたっては、正当な理由がある場合を除いて、分別解体等を実施し、再資源化を行う必要があります。

令和6年4月1日から、安芸高田市に関わる建設事務所の管轄が、西部建設事務所から北部建設事務所に変更されるため、届出書の宛先等に注意してください。

2 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

法に基づき、事前に届出が必要となる建設工事（以下、「対象建設工事」といいます。）は、**（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する工事で、（イ）の工事規模の建設工事**です。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等） ^{※1}	請負代金の額 ^{※3}	1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等） ^{※2}	請負代金の額 ^{※3}	500万円以上

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む。

※3 自主施工者の場合は請負代金相当額

○対象建設工事では分別解体と再資源化が義務付けられています。

※分別解体とは、解体しつつ分別を行うことです。分別せずに建築物を一気に壊してしまうミンチ解体は違反となります。

※再資源化とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することができる状態や、熱を得ることに利用することができる状態にすること等です。

○あらかじめ吹付け石綿等の使用の有無の調査が義務付けられています。

※石綿は、吹付け石綿だけでなく、スレートボード、吸音板、ビニル床タイルなどの成型板などやりシン、吹付けタイルなどの仕上塗材などの一部にも含まれていることがあります。

※石綿が使用されている場合は、届出書の別表（分別解体等の計画等）に記載するとともに、適切な飛散防止措置をとってください。

3 届出のしくみと内容

(1) 届出書類

工事発注者（対象建設工事の発注者又は自主施工者。以下同じ。）は、**次の書類全てを工事着手7日前まで**に、市町を経由し、広島県知事（建設事務所長）又は建築主事を置く市長（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市、及び三次市の一部^{*}）に届出をする必要があります。届出書類の提出先（受付窓口）は、「(4) 届出部数及び届出書の提出先等」をご確認ください。

なお、**当初対象建設工事でなかった工事が、変更等により対象建設工事になった場合は、対象建設工事になることがわかった時点で、速やかに届出をする必要があります。**

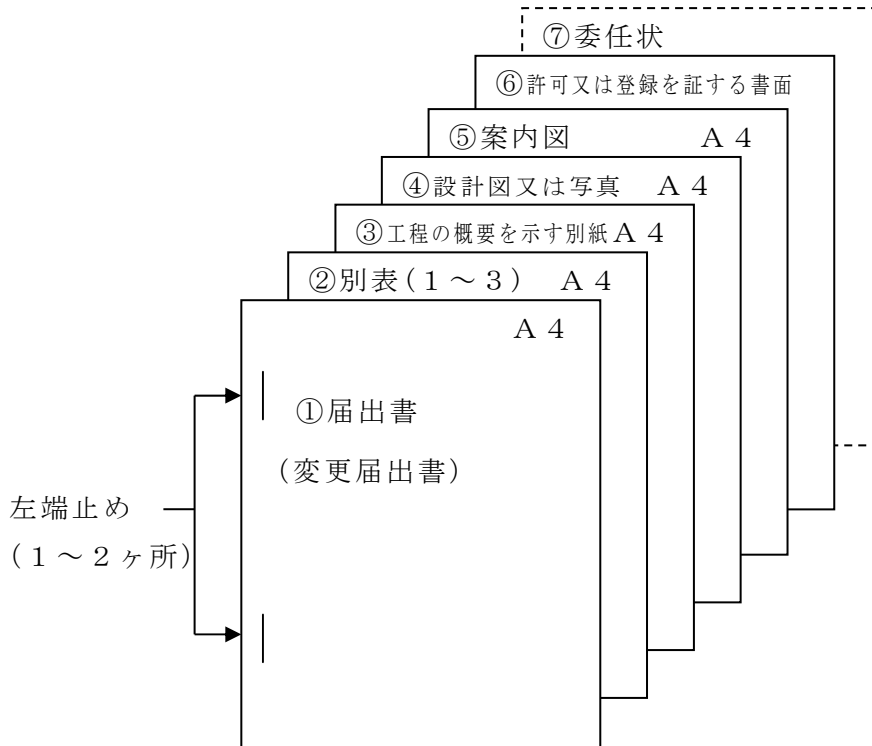
〔※ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、三次市への届出となります。〕

	提出書類	様式等								
1	届出書	① 様式第一号								
2	別表（分別解体等の計画等）	<table border="1"> <tr> <td>様式第一号の別表1</td> <td>建築物に係る解体工事</td> </tr> <tr> <td>様式第一号の別表2</td> <td>建築物に係る新築工事等（新築・増築工事、修繕・模様替等工事）</td> </tr> <tr> <td>様式第一号の別表3</td> <td>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）</td> </tr> </table>	様式第一号の別表1	建築物に係る解体工事	様式第一号の別表2	建築物に係る新築工事等（新築・増築工事、修繕・模様替等工事）	様式第一号の別表3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）		
様式第一号の別表1	建築物に係る解体工事									
様式第一号の別表2	建築物に係る新築工事等（新築・増築工事、修繕・模様替等工事）									
様式第一号の別表3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）									
3	添付図書等	<p>③ 工程の概要を示す別紙 届出書に工程の概要を記載することができないときに添付する。様式は任意とするが、作成例（A4版）を標準とする。</p> <p>④ 設計図又は明瞭な写真</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の解体工事</td> <td>平面図及び立面図又は全景写真</td> </tr> <tr> <td>建築物の新築・増築工事</td> <td>平面図及び立面図</td> </tr> <tr> <td>建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）</td> <td>修繕及び模様替え部分を示せる平面図又は立面図又はその部分の写真</td> </tr> <tr> <td>建築物以外の工作物の工事（土木工事等）</td> <td>工事部分の入った平面図</td> </tr> </table> <p>※ 各図面には縮尺が入っていることが望ましい。 ※ 写真はカラー写真とし、1面以上をA4版の台紙に貼付するものとする。 また、写真のサイズは、サービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版等とし、インスタント写真、デジタルカメラで撮った写真でも良い。</p> <p>⑤ 工事場所付近案内図 方位、道路及び目標となる地物を明記した地図に、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色して明示したもの。様式は任意とするが、作成例（A4版）を標準とする。</p> <p>⑥-1 対象建設工事の元請業者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者である場合は、その事実を証する書面。 ⑥-2 対象建設工事の元請業者が法第21条第1項の登録を受けた者である場合は、法第23条第2項の規定による通知の写し、又は、その事実を証する書面。 ⑦ 工事発注者以外の方が届出する場合は、工事発注者の記名がされた委任状。様式は任意とするが、作成例（A4版）を標準とする。</p>	建築物の解体工事	平面図及び立面図又は全景写真	建築物の新築・増築工事	平面図及び立面図	建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	修繕及び模様替え部分を示せる平面図又は立面図又はその部分の写真	建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	工事部分の入った平面図
建築物の解体工事	平面図及び立面図又は全景写真									
建築物の新築・増築工事	平面図及び立面図									
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	修繕及び模様替え部分を示せる平面図又は立面図又はその部分の写真									
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	工事部分の入った平面図									

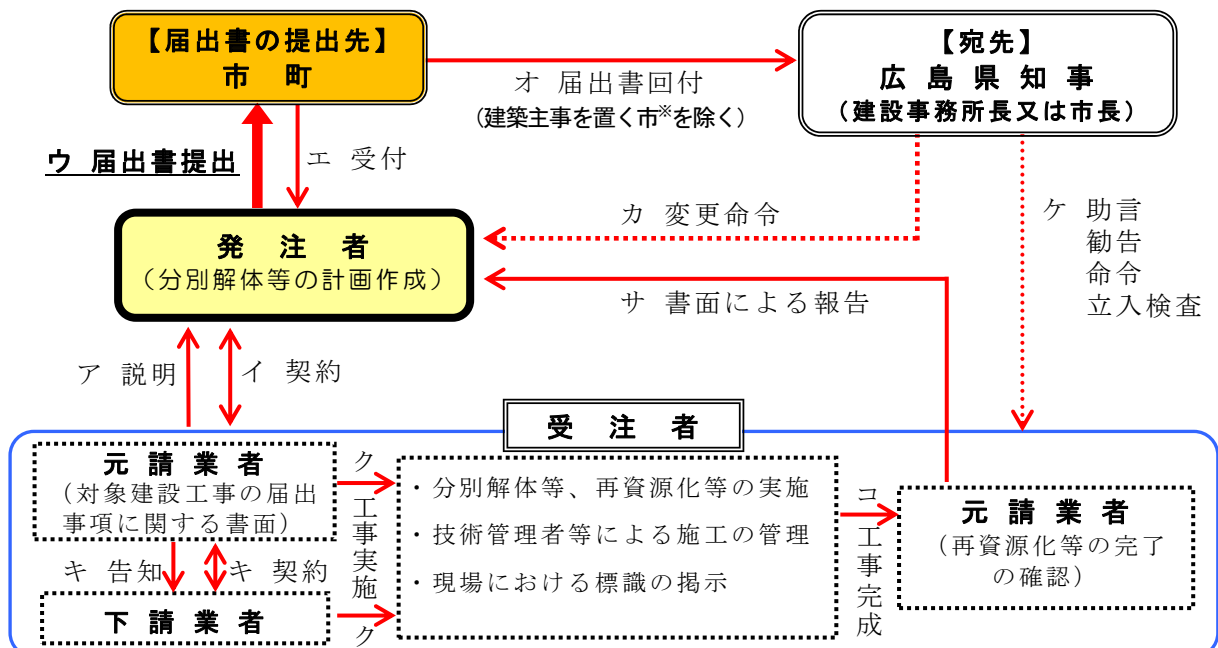
(2) 届出書等の綴り方

届出書等の綴り方は、①届出書（変更届出書）、②別表（1～3のうち該当するもの）、③工程の概要を示す別紙、④設計図（立面図）又は写真（外観写真）、⑤工事場所付近案内図、⑥元請業者の許可又は登録を証する書面、⑦委任状（発注者又は自主施工者以外の方が届出する場合）の順に綴り、左側1箇所又は2箇所が固定されていること。なお、両面複写であっても差し支えない。

例) 届出書（変更届出書）の綴り方



(3) 届出等の手続きの流れ



※建築主事を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部

届出等の手続きの流れ（前ページのフロー図に対応）

番号	事項	内容	参考 (記入例)
ア	説明 (法第12条第1項に基づく書面)	元請業者から発注者への説明 (建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等)	P24 説明書
イ	契約 (法第13条及び省令第7条に基づく書面)	契約書面への解体工事等の明記 (分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用)	P26～P29 契約書に明記するもの
ウ	届出書提出	発注者は市町へ工事着手の7日前までに届出書を提出	P10～P23 届出書等
エ	受付	市町の窓口にて形式審査後、届出書（様式第一号）を複写し、受付印（市町名、年月日が刻印されたもの）を押し届出者に返却	
オ	届出書等の回付	市町は所管の建設事務所建築課へ郵送にて回付（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市、及び三次市の一部を除く）	
カ	変更命令	市町の受付から7日以内に限り、必要な措置を命令	
キ	告知及び契約	元請業者から下請業者に対して、契約前に届出事項等を告知	P25 告知書
ク	工事実施	分別解体工事、再資源化の実施 ・分別解体等、再資源化等の実施 ・技術管理者等による施工管理 ・現場における標識の掲示	
ケ	助言、勧告、命令、立入検査等	分別解体の実施及び再資源化の実施に関して必要な助言、勧告、命令、立入検査、報告の徴収	
コ	工事等完了	分別解体等、再資源化等の完了	
サ	書面による報告	元請業者から発注者への完了報告（再資源化等報告書による説明が望ましい）	P30 再資源化等報告書

注：キは、ア又はイと同時期でも差し支えない

(4) 届出部数及び届出書の提出先等

- ① 届出部数：1部
- ② 届出書の提出先（受付窓口）：**対象建設工事が施工される区域を管轄する市町の建設リサイクル担当課**
- ③ 届出の宛先（様式第一号又は様式第二号に記載する宛先）：
下表に示すように施工場所の市町により異なります。
また、届出書の提出先とも異なる場合があるので注意してください。

届出書の提出先（受付窓口）				様式第一号又は 様式第二号に 記載する宛先
市町(区)	担当課名	住所		
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目1-35	西部建設事務所長
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方一丁目11-1	
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原505	
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1	
海田町	建設課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17	
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ケ浜一丁目1-1	
安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町戸河内784-1	
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田1234	
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町315	東部建設事務所長
世羅町	建設課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123-1	
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小島1701	
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目8-1	北部建設事務所長
庄原市	環境政策課	727-0003	庄原市是松町20-25	
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	
広島市	中区	中区役所建築課	広島市中区国泰寺町一丁目4-21	広島市長
	東区	東区役所建築課	広島市東区東蟹屋町9-38	
	南区	南区役所建築課	広島市南区皆実町一丁目5-44	
	西区	西区役所建築課	広島市西区福島町二丁目2-1	
	安佐南区	安佐南区役所建築課	広島市安佐南区古市一丁目33-14	
	安佐北区	安佐北区役所建築課	広島市安佐北区可部四丁目13-13	
	安芸区	安芸区役所建築課	広島市安芸区船越南三丁目4-36	
佐伯区	佐伯区役所建築課	広島市佐伯区海老園二丁目5-28		
呉市	建築指導課	737-8501	呉市中央四丁目1-6	呉市長
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目5-1	三原市長
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目15-1	尾道市長
福山市	建築指導課	720-8501	福山市東桜町3-5	福山市長
東広島市	建築指導課	739-8601	東広島市西条栄町8-29	東広島市長
廿日市市	建築指導課	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1	廿日市市長
三次市 ^(注)	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目8-1	三次市長

注：三次市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、届出の宛先が三次市長となります。

【参考：建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物の例】

都市計画区域内等において、

- ・木造の建築物で階数が2以下、かつ延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9m以下
- ・木造以外の建築物で1階、かつ延べ面積が200㎡以下

※ただし、これらの建築物であっても、劇場や病院、学校、マーケット、倉庫、車庫などの特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が200㎡を超える場合には、第6条第1項第4号に該当しないことがあります。

※詳しくは、三次市の窓口又は北部建設事務所建築課で確認してください（P8）。

4 変更届出

届出書の内容のうち、(1)の事項を変更しようとする場合には、届出書を提出した工事発注者は、**工事着手7日前まで**に、市町を経由し、広島県知事（建設事務所長）又は建築主事を置く市長（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部）へ変更届出書類を提出する必要があります。届出書の提出先（受付窓口）は、「(4)届出部数及び届出書の提出先等」をご確認ください。

なお、変更の届出は、対象建設工事の着手前に限って届出事項に変更がある場合、又は変更命令により変更届出が必要な場合に行うものであり、工事着手後に届出事項を変更する場合には、変更届出を行う必要はありません。

(1) 変更の届出が必要となる変更事項

- ① 使用する特定建設資材の種類（新築工事等の場合）
- ② 工事着手の時期及び工程の概要
- ③ 分別解体等の計画
- ④ 解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事の場合）
- ⑤ 届出者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ⑥ 工事の規模
- ⑦ 請負契約によるか自ら施工するかの別
- ⑧ 元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ⑨ 建設業法の許可をした行政庁の名称及び許可番号（建設業許可業者の場合）
- ⑩ 主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業許可業者の場合）
- ⑪ 解体工事業の登録をした行政庁の名称及び許可番号（解体工事業登録業者の場合）
- ⑫ 技術管理者の氏名（解体工事業登録業者の場合）
- ⑬ 元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(2) 変更届出書類

提出書類		様式等	
1	届出書	様式第二号	
2	別表（分別解体等の計画等）	様式第二号の別表1	建築物に係る解体工事
		様式第二号の別表2	建築物に係る新築工事等（新築・増築工事、修繕・模様替等工事）
		様式第二号の別表3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
3	添付図書等	届出の場合と同様です。	

(3) 変更届出部数及び届出先等

届出の場合と同様です。

5 分別解体等の計画等（別表）における石綿等の記載

建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物その他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられています。**事前調査の結果や事前措置の状況については、届出の際に、別表1～3「分別解体等の計画等」に記入して提出してください。**

事前調査の結果や事前措置の状況の把握については、適正な石綿処理の推進を図るために行うこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、**石綿の除去等を行う際には、建設リサイクル法のほか、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則って、適正に処理してください。**

6 再資源化等報告書の提出

工事の**受注者（元請業者）**は、工事完了後に**発注者**へ再資源化等の実績について報告を行うとともにその記録を保存しておく必要があります。報告すべき事項は、次のとおりです。

- ① 再資源化等が完了した年月日
- ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化等に要した費用

再資源化等の実績の報告については、可能な限り添付の「参考：再資源化等報告書様式」を用いて行うようにしてください。

また、受注者（元請業者）から再資源化等の報告を受けた発注者は、再資源化等に関する措置が適正に行われなかったと認めるときは、対象建設工事を施工した箇所を管轄する県の建設事務所長又は指定都市^{*}の市長に対し、「申告書（参考様式）」により、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。措置要求の申告受付機関は次のとおりです。

※ 指定都市：広島市、呉市、福山市

対象建設工事を施工した箇所のある市町	申告受付機関
竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町	西部建設事務所 建築課
三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町	東部建設事務所 建築課
三次市、庄原市、安芸高田市	北部建設事務所 建築課
広島市	管轄区役所 建築課
福山市	福山市 建築指導課
呉市	呉市 建築指導課

7 対象建設工事の届出に関する問い合わせ先

問い合わせ先	所在地 電話番号	所管する区域
西部建設事務所 建築課	広島市南区比治山本町16-12 TEL 082-250-8158	竹原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
東部建設事務所 建築課	福山市三吉町一丁目1-1 TEL 084-921-1311	府中市、世羅町、神石高原町
北部建設事務所 建築課	三次市十日市東四丁目6-1 TEL 0824-63-5181	三次市、庄原市、安芸高田市
広島市中区役所 建築課	広島市中区国泰寺町一丁目4-21 TEL 082-504-2579	広島市中区
広島市東区役所 建築課	広島市東区東蟹屋町9-38 TEL 082-568-7745	広島市東区
広島市南区役所 建築課	広島市南区皆実町一丁目5-44 TEL 082-250-8960	広島市南区
広島市西区役所 建築課	広島市西区福島町二丁目2-1 TEL 082-532-0950	広島市西区
広島市安佐南区役所 建築課	広島市安佐南区古市一丁目33-14 TEL 082-831-4952	広島市安佐南区
広島市安佐北区役所 建築課	広島市安佐北区可部四丁目13-13 TEL 082-819-3938	広島市安佐北区
広島市安芸区役所 建築課	広島市安芸区船越南三丁目4-36 TEL 082-821-4929	広島市安芸区
広島市佐伯区役所 建築課	広島市佐伯区海老園二丁目5-28 TEL 082-943-9745	広島市佐伯区
広島市 建築指導課	広島市中区国泰寺町一丁目6-34 TEL 082-504-2288	
呉市 建築指導課	呉市中央四丁目1-6 TEL 0823-25-3513	呉市
三原市 建築指導課	三原市港町三丁目5-1 TEL 0848-67-6122	三原市
尾道市 建築課	尾道市久保一丁目15-1 TEL 0848-38-9245	尾道市
福山市 建築指導課	福山市東桜町3-5 TEL 084-928-1167	福山市
東広島市 建築指導課	東広島市西条栄町8-29 TEL 082-420-0956	東広島市
廿日市市 建築指導課	廿日市市下平良一丁目11-1 TEL 0829-30-9191	廿日市市
三次市 都市建築課	三次市十日市中二丁目8-1 TEL 0824-62-6385	三次市
広島県土木建築局 技術企画課	広島市中区基町10-52 TEL 082-513-3853	
広島県土木建築局 建築課	広島市中区基町10-52 TEL 082-513-4183	

8 届出工事の取り止め等

届出書の提出後、当該対象建設工事を取り止める場合、発注者は「建設工事取止届（参考様式）」を提出してください。

また、届出書の提出後、対象建設工事でないことが判明した場合は、「届出対象外報告書（参考様式）」を提出してください。

9 届出書類記入上の留意事項

1. 記入は黒又は青色のペン又はボールペンで行い、楷書でていねいに記入してください。
なお、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語入力ソフトにより入力のうえプリントアウトしたものであっても差し支えありません。この場合、ポイント数が多少異なることや枚数が2枚になった場合においても、その内容が別記様式第一号又は別記様式第二号と同じであれば支障ありません。
2. 記載事項を訂正する場合は、訂正箇所を二本線で抹消し、訂正後の事項をはっきり記入してください。
3. 備考欄の事項をよく読んで記入してください。

10 (参考) 分別解体等に係る施工順序

建築物及び建築物以外のもの（以下、工作物という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければなりません。ただし、構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではありません。

(1) 建築物に係る解体工事の施工順序

- ① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し。

ただし、内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。

- ② 屋根ふき材の取り外し。
- ③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し。
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し。

(2) 工作物の解体工事に係る施工順序

- ① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し。
- ② 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し。
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し。